

三田市地域公共交通確保維持改善協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、地域公共交通バリア解消促進等事業（BRTシステムの整備に要する経費に限る。）を推進するため、三田市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、三田市三輪2丁目1番1号三田市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 生活交通改善事業計画（以下「計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者から主宰者の三田市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

- (1) 神戸運輸監理部長の指名する者
- (2) 兵庫県知事の指名する者
- (3) 市長の指名する者
- (4) 交通事業者
- (5) 交通施設管理者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、三田市都市整備部都市政策局都市計画課及び神姫バス株式会社三田営業所に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には三田市都市整備部都市政策局長、事務局員には都市計画課職員及び神姫バス株式会社社員をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第10条 会長は、協議会の設置目的が達成されたと認めるときは、協議会の承認を得て、当該組織を解散しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成24年3月8日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年10月10日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。